

## 大阪狭山市地域防災計画の改訂方針等

「大阪狭山市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条(及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条)の規定に基づき、大阪狭山市防災会議が作成する計画であり、内容については同法第34条に基づき作成された国の「防災基本計画」、同法第40条に基づき作成された大阪府の「地域防災計画」の内容に抵触しないものとされています。

以上を踏まえ、大阪狭山市防災会議では、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とし、次のような改訂方針に基づき、本計画の改訂を行いました。

1. 近年の関連法令・計画等の策定・改定状況との整合(災害対策基本法、水防法、防災基本計画、防災関連ガイドライン等)
2. 大阪府地域防災計画との整合
3. 近年の大規模災害(大阪府北部地震、熊本地震、豪雨災害等)の教訓等の反映
4. 大阪狭山市の上位関連計画及び最新の組織体制、事務分掌との整合
5. 庁内・防災関係機関及び関係団体等・防災会議委員・パブリックコメントの意見の反映

## 大阪狭山市地域防災計画の基本方針と構成

### ◆計画の基本方針◆

災害に強いまち・大阪狭山市をめざして

- 災害に強い人・まちをつくる
- いのちを守る・いのちをつなぐ減災対策の推進
- 自助、共助、公助による防災対策の推進

### ◆本計画の構成◆

第1編 総則	
第2編 災害 予防対策	第1章 災害に強い人づくり(地域防災力の強化)
	第2章 災害に強いまちづくり
	第3章 防災体制の整備
第3編 災害 応急対策	第1章 初動期の活動
	第2章 応急期の活動
第4編 災害復旧・復興対策	
付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応	
付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画	
資料編	資料集 様式集 用語解説

## 防災基本計画(令和3年5月)との整合による主な改訂概要

### 1. 災害対策基本法の改正に関する改訂事項

- (1) 大規模広域災害時も考慮した実践型の防災訓練の実施【p71】
- (2) 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るための個別避難計画の作成【p86】

- (3) 従来の避難勧告等から避難情報への変更等【p98】

### 2. 新型コロナウイルス感染症対策に関する改訂事項

- (1) 避難所開設・運営訓練の実施への対応【p72】
- (2) 避難所における感染症対策の実施【p97】
- (3) コロナの自宅療養者等に対する情報共有等【p97】
- (4) マスク、間仕切り等の備蓄物資等の充実【p105】
- (5) 被災自治体への応援職員等の感染症対策【p145】

### 3. 施策の進展等に関する改訂事項

- (1) 女性の視点を踏まえた防災対策の推進【p4】
- (2) 複合災害への対応の推進【p11】
- (3) 正常性バイアス等の必要な防災知識の普及等【p25】
- (4) 実践的な防災教育の推進【p27】
- (5) 事前防災(タイムライン)の取組【p28】
- (6) 防災ボランティアと自治体・市民・NPO等との連携・協働の促進【p36】
- (7) 関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進【p39】
- (8) 災害対応業務のデジタル化の推進【p73】
- (9) 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保【p91】

## 大阪府地域防災計画との整合による主な改訂概要

### 1. 熊本地震の教訓等に関する改訂事項

- (1) 市民への指定避難所や福祉避難所等の役割周知【p25】
- (2) 庁舎・防災拠点・避難所に関する非構造部材も含めた耐震化の推進【p63】
- (3) 受援体制の強化【p68】
- (4) 外国人へのサポートの推進【p92】
- (5) 避難所外で生活している被災者の把握と支援【p174】

### 2. 平成30年7月豪雨(水害・土砂災害など)の教訓等に関する改訂事項

- (1) 「自らの命は自らが守る」意識の徹底【p25】
- (2) 地域の災害リスクに基づいた防災教育【p27】
- (3) 防災と福祉の連携による防災体制の充実【p30】
- (4) 地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知【p98】

### 3. 大阪府北部地震や台風21号などの教訓等に関する改訂事項

- (1) 自助・共助の推進に向けた市民や事業者の責務の明確化【p23】
- (2) 登下校時の対応を含めた校内防災体制の確立及び学校における食糧等の備蓄【p28】
- (3) ボランティア活動の環境整備【p36】
- (4) ブロック塀等の安全対策等の促進【p44】

- (5) 災害対策本部事務局の拠点の設置や関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みの構築【p61】
- (6) 災害時の受援体制の充実【p68】
- (7) 外国人・訪日外国人に対する多言語対応の強化【p92】
- (8) 発災後迅速に住家被害認定調査・罹災証明書発行業務の推進体制の充実【p103】

### 4. 令和元年東日本台風の教訓等に関する改訂事項

- (1) 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施【p34】
- (2) ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知【p49】

### 5. 令和元年房総半島台風の教訓等に関する改訂事項

- (1) 病院等重要施設の非常用電源確保【p35】
- (2) 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の実施【p129】

### 6. 施策の進展等に関する改訂事項

- (1) 企業に防災減災対策の推進【p34】
- (2) 所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発する等、二次災害防止に向けた取組【p46】
- (3) 想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域の見直しへの対応【p48】
- (4) 水防法等の改正に伴う地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成や訓練実施【p48】
- (5) 想定し得る最大規模災害の発生が予想される場合の災害モード宣言の発信への対応【p138】
- (6) 重要物流道路等の道路啓開への支援【p186】
- (7) 災害時の保健医療活動にかかる体制整備【p220】
- (8) 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応等【p262】

## その他の主な改訂概要

- (1) 各種災害教訓等を踏まえた本市各部の業務大綱の改訂【p16】
- (2) 市職員に対する防災教育及び防災士等を取得した市職員の活用機会の拡充【p28】
- (3) 地域防災推進リーダー(防災士、安全安心推進リーダー)等の育成【p30】
- (4) 堺市消防局や大阪広域水道企業団との連携による災害対策本部体制の構築【p62】
- (5) 自主防災組織による資機材の整備への支援【p66】
- (6) 避難者等の円滑な受入れに体制等の整備【p101】
- (7) 災害の警戒段階も含めた防災活動体制等の充実【p115】
- (8) 大阪狭山市消防団の出動計画及び基準の明確化【p163】